

確認検査業務手数料規程実施細則

(趣旨)

第1条 この細則は、別に定める「アウェイ建築評価ネット株式会社確認検査業務手数料規程」(以下「手数料規程」という。)に基づき、アウェイ建築評価ネット株式会社(以下「ABN」いう。)が必要と認める事項に係る運用の細目を定めるものとする。

(手数料の減額)

第2条 ABNは、手数料規程第11条に基づき、次に掲げる減額事項については、同規程に定める手数料の額について、次の各号に定める額とすることができる。

- (1) 住宅性能評価をあわせて申請する確認申請については、地域の実情等により必要と認められる場合、当該手数料の額の10%を限度に割引くことができる。
 - (2) 住宅金融支援機構の証券化支援事業(適合証明業務)をあわせて申請する戸建住宅の手数料の額について、当該手数料の額の10%を限度に割引くことができる。
 - (3) 同じ型式、同じ構造の戸建住宅について、又は年間50件程度以上の申請者について、確認申請、中間検査、完了検査の手数料の額について、当該手数料の額の30%を限度に割引くことができる。
 - (4) 類似する建築物等の確認、中間検査及び完了検査等確認検査業務が効率的に実施できる場合にあつては、実費を勘案して、当該手数料の額の10%を限度に割引くことができる。
 - (5) ABNがあらかじめ定める期間及び条件で申請する場合は、当該手数料の額の10%を限度に割引くことができる。なお、対象となる期間及び減額条件等は、本項適用の一ヶ月程度前を目途にホームページ等で周知する。
 - (6) 上記(1)～(5)以外で、ABNが組織運営上効率が良いと認める場合(あらかじめABNと建築主・設計者等のステークホルダーが、協議等を実施し、効率的な図面・計算書等を作成する場合等)は、当該手数料の額の10%を限度に割引くことができる。
- 2 前項のうち、複数の事項に該当する場合は、それぞれの事項で定めた割合の合計を限度に割引くことができる。

制定：平成27年6月1日

この規程は、平成27年6月1日より施行する。

(改定)

この規定は、平成29年7月18日より施行する。

この規定は、令和 2年9月29日より施行する。

この規程は、令和 3年7月16日より施行する。